



2022年2月14日

各 位

会社名	株式会社クボタ
本社所在地	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
代表者名	代表取締役社長 北尾 裕一
コード番号	6326
上場取引所	東証第1部
問合せ先	秘書広報部長 習田 勝之
TEL	(大阪)06-6648-2389 (東京)03-3245-3052

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2022年3月18日開催予定の第132回定時株主総会に、定款の一部変更案を附議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社の目的事項を現状に即し整理するとともに、今後の事業展開に備えるため、第2条(目的)に一部変更を加えるものです。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
 - (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものです。
 - (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
 - (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- ③ 経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第20条(取締役の数及び選任方法)に定める取締役の員数の上限を3名増員し、10名から13名に変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月18日(金)
定款変更の効力発生日	2022年3月18日(金)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～14. (条文省略)</p> <p>15. <u>スポーツ・宿泊・研修・保健医療・保養施設の経営</u></p> <p>16. (条文省略)</p> <p>17. 総合リース業</p> <p>18. 労働者派遣事業</p> <p>19. ～22. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>23. 前各号に関するコンサルタント業務</p> <p>24. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p>	<p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～14. (現行通り)</p> <p>15. <u>宿泊・研修・保健医療・保養施設の経営</u></p> <p>16. (現行通り)</p> <p>17. <u>総合リース業、総合レンタル業及びリース・レンタルの仲介業</u></p> <p>18. <u>労働者派遣事業及び労働者派遣仲介業</u></p> <p>19. ～22. (現行通り)</p> <p>23. <u>農作物の生産、加工及び販売</u></p> <p>24. <u>情報処理・情報提供サービス業を含む農業サービス業</u></p> <p>25. <u>再生可能エネルギー等による発電事業及び電気の供給、販売等に関する事業</u></p> <p>26. <u>カーボンクレジット取引事業</u></p> <p>27. <u>広告業</u></p> <p>28. <u>食品・医薬品原料の製造、販売</u></p> <p>29. <u>加工食品・健康食品の製造、販売</u></p> <p>30. <u>食品生産機械の製造、販売及び据付</u></p> <p>31. <u>スポーツに関する興行、クラブ・施設の運営、商品の企画・販売、普及・広報活動の企画・実施、その他のスポーツ事業</u></p> <p>32. <u>各種事業に対する投資</u></p> <p>33. 前各号に関するコンサルタント業務</p> <p>34. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p>
<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第16条 (電子提供措置等)</p> <p><u>①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

第 20 条 (取締役の数及び選任方法)

① 当社に取締役 10 名以内を置き、株主総会でこれを選任する。

② (条文省略)

③ (条文省略)

(新設)

第 20 条 (取締役の数及び選任方法)

① 当社に取締役 13 名以内を置き、株主総会でこれを選任する。

② (現行通り)

③ (現行通り)

(附則)

①変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。

②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。

③本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。